

(別表)

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補 助 率
低年齢児保育 支援事業	<p>(1) 乳児保育支援事業 1 事業当たりの年額 510,000 円 ただし、事業の廃止又は中止が年度途中になる場合は、次により算定された額による。 1 事業当たりの月額 170,000 円 (3 か月限度)</p> <p>(2) 1 歳児保育支援事業 加配保育士 1 人当たりの年額 1,776,000 円 ただし、事業の実施が年度の途中の場合、又は事業の廃止・中止が年度の途中の場合は次の算式による。 148,000 円×事業実施月数</p>	中核市を除く市町村が、低年齢児保育支援事業を実施する場合に要する経費	1 / 2 以内
認可外保育 施設児童処遇 向上事業	<p>(1) 乳児保育事業 認可外保育施設ごとに、月の初日において、入所している乳児 1 人当たり月額 ア 一般生活費分 10,176 円 イ 保育士人件費分 37,147 円</p> <p>(2) 1～2 歳児保育事業 認可外保育施設ごとに、月の初日において、入所している 1～2 歳児 1 人当たり月額 ア 一般生活費分 10,176 円 イ 保育士人件費分 18,573 円</p> <p>(3) 3 歳児保育事業 認可外保育施設ごとに、月の初日において、入所している 3 歳児 1 人当たり月額 ア 一般生活費分 6,889 円 イ 保育士人件費分 5,572 円</p> <p>(4) 4～5 歳児保育事業 認可外保育施設ごとに、月の初日において、入所している 4～5 歳児 1 人当たり月額 ア 一般生活費分 6,889 円 イ 保育士人件費分 3,714 円</p> <p>(5) 冷暖房費 認可外保育施設ごとに 7～9 月及び 11 月～3 月の各月の初日に入所している児童 1 人当たり 月額 1,150 円</p> <p>(6) 延長保育事業 認可外保育施設ごとに、月の初日に在籍し月間を通じて利用している児童 1 人当たり 月額 2,584 円</p> <p>(7) 夜間保育事業 認可外保育施設ごとに、月の初日において利用し</p>	中核市を除く市町村が、認可外保育施設児童処遇向上事業を実施する場合に要する次の各号に掲げる経費（ただし、第 2 欄の(5)から(10)については、寄付金等の保育料以外の名目で保護者に負担させた額がある場合は、その額を除いた額）	1 / 2 以内

	<p>ている児童1人当たり 月額 13,880円</p> <p>(8) 休日保育事業 認可外保育施設ごとに、休日保育を利用している 児童1人当たり 日額 3,000円</p> <p>(9) 一時保育事業 認可外保育施設ごとに、次に掲げる金額の合計額 ア 1日の利用時間が4時間以内である児童1 人につき 日額 900円 イ 1日の利用時間が4時間を超える児童1人 につき 日額 1,800円</p> <p>(10) 施設整備事業 1施設について、当該施設の整備費総額の3分の 2に相当する額又は100万円のいずれか少ない額</p>		
社会福祉施設 代替職員雇用 事業	<p>(1) 産休職員の産前6週間及び産後8週間（多胎妊 娠の場合は産前14週間及び産後8週間）を経過 する期間中において、産休職員の職務を臨時に行 う者（以下「産休代替職員」という。）を雇用する に要する経費であって、次のいずれか少ない方 の額 ア 5,920円×産休代替職員雇用日数 イ 実支出額</p> <p>(2) 病休職員の休暇開始の30日を経過した日から 60日間の期間中において病休職員の職務を臨時 に行う者（以下「病休代替職員」という。）を雇用 するに要する経費であって、次のいずれか少ない 方の額 ア 5,920円×病休代替職員雇用日数 イ 実支出額</p>	中核市を除く市町村が、社 会福祉施設代替職員雇用 事業を実施する場合に要 する経費	1 / 2 以内
市町村提案 事業	知事が必要と認めた額	中核市を除く市町村が、市 町村提案事業の実施に要 する経費	1 / 2 以内
地域型保育事 業設置促進事 業	<p><u>保育対策総合支援事業費補助金交付要綱に定める 基準額とする。</u></p> <p><u>保育所等整備交付金交付要綱に基づく事業につい ては、1か所あたり32,000,000円とする。</u></p>	別に定める地域型保育事 業を開設するために必要 な経費	<u>1 / 8</u> 以内